令和８年11月23日
防災庁統括官（総合政策担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

令和８年11月20日からの大雪に係る災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

〇災害救助法施行令第１条第１項第４号適用
令和８年11月20日からの大雪に係る災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福島県は１町１村に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日（公示日）
福島県（1町1村）	耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら）、耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち）	11月20日（11月23日）

【参考】災害救助法の概要　https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

（本件問合せ先）
防災庁統括官（総合政策担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
藤田、光井、増田、阿部、白井、中村、石川、打矢、渡部
電話　03－3503－9394（直通）